

平成17年5月16日

各位

会社名	アイホン株式会社
代表者名	代表取締役社長 市川周作
コード番号	6718
上場取引所	東証・名証第一部
問合せ先	総務部長 大津勝宏
TEL	052-682-6191

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成17年5月16日開催の取締役会において、平成17年6月29日開催予定の第47回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更の理由

(1) 当社の発行する株式の総数は5千万株ありますが、将来の機動的な資本政策を実施するために、定款第5条を変更し、当社の発行する株式の総数を8千万株に増加させるものであります。

なお、現在の発行済株式総数は20,674,128株であります。

(2) 当社では本年4月より執行役員制度を導入いたしましたので、定款第16条を変更し、現在15名以内と規定しております取締役の員数を8名以内に削減するものであります。

なお、現在の当社の取締役は5名であります。

なお、この定款変更は、敵対的買収防衛策としての側面も念頭に置いておりますが、現時点で具体的な事象はございません。

今後とも具体的な敵対的買収防衛策の導入につきましては株主価値の向上に資するかどうかを第一に判断することとし、その導入の是非および必要性も含め引き続き検討を加えてまいりたいと考えております。

また、今後具体的な防衛策の導入を決定した場合は速やかに公表いたします。

2. 定款の一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 <u>50,000,000</u>株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p>	<p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 <u>80,000,000</u>株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p>

以 上